

Ⅲ 災害救助対策事業について

厚生労働省社会・援護局総務課
災害救助・救援対策室

III 災害救助対策事業について

1 事業の趣旨

- ・ 本事業は、阪神・淡路大震災の経験を踏まえ、市町村が災害救助法による応急救助の円滑な実施に資するために創設されたものであり、災害時において第一線で被災者に接し、災害救助法の適切な運用を図ることが要請される市町村の災害救助関係職員に対し、災害救助に関する実務的な研修等を行うとともに、地域住民に対して災害救助制度に関する広報・啓発等を行い、災害救助法による応急救助の的確な実施を図るための基盤整備を行うことを趣旨としている。

このため、災害対応時における各自治体の経験や地域住民の要望等も踏まえ、被害の軽減や未然防止及び応急救助における各部局間・行政間等の連携の強化を目指して本事業を積極的に活用されたい。

2 実施主体

- ・ 実施主体は都道府県とする。

3 事業内容

① 市町村災害救助関係幹部職員連絡会議

管内市町村の災害救助関係幹部職員に対し、災害救助法に基づく応急救助制度の周知徹底を図るとともに、相互支援を迅速に行うための連絡会議を行う。

② 市町村災害救助担当職員研修会

管内市町村の災害救助担当職員に対し、災害救助法に基づく応急救助制度や災害弔慰金の支給等に関する法律に基づく災害弔慰金及び災害障害見舞金並びに災害援護資金の貸付等、災害発生後速やかに市町村が実施すべき業務についての理解を深め、さらに、各市町村の個々の災害時の対応や平時からの備え（高齢者や障害者等、災害時要援護者対策を含む）について情報交換を図る等の研修を行う。

③ 災害救助制度に関する啓発・広報の推進

地域住民に対し、災害救助制度に関する理解と関心を高めるため、リーフレット及びパンフレット等の作成及び配布（特に福祉避難所に関するもの）、危機管理専門家等による講演会の開催、災害ボランティア育成等を行い、万が一災害が発生した際において、応急救助が住民の協力を得て円滑に実施されるための基盤作りを進める。

④ その他災害救助の的確な実施等に資する事業

応急救助の的確な実施を図るためのマニュアル作成（例：福祉避難所の設置・運営、災害時要援護者の避難支援、災害時の心のケア、災害ボランティア、応急仮設住宅の設置等）、又は災害弔慰金・災害援護資金施行事務の適切な実施を図るための研修等。

4 協議について

- ・ 本事業は、「セーフティネット支援対策等事業の実施について」（平成17年3月31日社援発第0331021号厚生労働省社会・援護局長通知）に基づき実施しているところである。平成22年度セーフティネット支援対策等事業費補助金にかかる交付方針、協議様式等については、平成22年4月15日社援保発0415第1号厚生労働省社会・援護局保護課長通知によりお示ししているところであるので、都道府県におかれては、災害救助の円滑な実施に資するため、本事業を積極的に検討されたい。

なお、本事業は事業の趣旨に合う内容であれば、災害救助法担当部局以外の部局が実施する事業についても補助対象とすることとしているので、消防、保健、福祉、住宅などの部局とも調整の上、本事業を活用されたい。

5 実施上の留意事項

- ・ 本事業の実施に当たっては、日本赤十字社支部、その他災害救助関係団体等との連携に十分配慮されたい。
- ・ 市町村災害救助関係幹部職員連絡会議及び市町村災害救助担当職員研修会については、管内市町村から必ず1名以上の参加が得られるよう努められたい。なお、参加費については無料にするとともに、研修会等の開催時期の選定に当たっては、対象者が参加しやすい時期を考慮して決定されたい。

6 平成21年度の実施状況

- ・ 24の地方自治体において実施された。
- ・ 災害時に重要な役割を果たす自治体間の連携や担当職員の災害に関する知識を高めることを目的とする「市町村災害救助担当職員研修会」として活用を図った自治体が多い。

平成21年度災害救助対策事業の実施都道府県数の状況（事業別）

1	市町村災害救助関係幹部職員連絡会議	1件
2	市町村災害救助担当職員研修会	22件
3	啓発普及事業	10件
4	その他	6件

【参考】具体的事例

- ・ 県内市町村の中で災害時要援護者の避難支援対策に先進的に取り組む地区をモデル地区として選定し、その地区における自主防災活動（防災マップ作り、避難訓練等）を通じて、要援護者の把握、個別計画の策定や台帳整理等の一連の事務に関する事例集を作成。（大分県）
- ・ 災害時に、県・市町村のボランティア支援本部においてボランティアの活動を円滑にコーディネートできるよう、県の防災ボランティアコーディネータに対し、実践的な知識・行動体制の習得を図るためのフォローアップ講座を開催。（愛知県）

- ・ 本事業の活用により、管内市町村の発災時の連絡体制、備蓄の状況等を十分把握し、整備の状況等が不十分な市町村に対しては指導を行うなどして、応急救助の実施体制の整備拡充を進められたい。

7 国民保護（救援）関連対策事業について

- ・ 災害救助対策とともに「国民保護（救援）関連対策事業」についても平成17年度よりセーフティネット支援対策等事業のメニュー事業となっているので、都道府県及び指定都市においては、積極的に検討されたい。